

本会議から付託された議案12件、陳情1件を審査するため、令和3年12月13日及び12月16日に文教福祉委員会を開催しました。

議案第70号

総社市スポーツセンター等体育施設指定管理者の指定について

～内容～

総社市スポーツセンター等体育施設指定管理者を指定するため、市議会の議決を経ようとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定した。

～質疑～

問：指定管理者がファジアーノ岡山に変更になり、総評で市民への貢献も期待されることだが、どのような貢献が期待されるのか。

答：ファジアーノ岡山からは、企業版ふるさと納税等を広く呼びかけ、集めた寄附金を活用した市費を使わない形での施設修繕等を実施し、それをもって利用者の利便性向上を図るとの提案を受けた。

問：現在の指定管理者は応募していたのか。また引継ぎに支障はないか。

答：現在の指定管理者も応募しており、次点となっている。引継ぎについては、人員配置や、備品の整備等を精査しているところであり、利用者に迷惑が掛からないよう準備をすすめているところである。

議案第71号

総社市清音ふるさとふれあい広場等体育施設指定管理者の指定について

～内容～

総社市清音ふるさとふれあい広場等体育施設指定管理者を指定するため、市議会の議決を経ようとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定した。

～質疑～

問：今回も応募が1団体のみだったとのことだが、今までにトラブルはなかったか。

答：過去5年間で一番大きなトラブルは平成30年4月に大型遊具の事故があったことである。今回は公募の段階で、利用者が安心安全に利用できるよう、日常点検に加えて、専門業者による定期点検を行うという項目を追加している。

議案第 72 号 総社市公民館条例の一部改正について

～内容～

総社市中央公民館池田分館を移転新築し、令和 4 年 2 月から供用開始することに伴い、関係条文の整備を行おうとするもの。

～結果～

質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定した。

議案第 73 号 総社市清梁園指定管理者の指定について

～内容～

総社市清梁園指定管理者を指定するため、市議会の議決を経ようとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定した。

～質疑～

問：施設がかなり老朽化しており、建物の裏が山という立地でもあるため、強風で倒木等があった場合、施設を直撃しかねないのではないかと。指定管理者制度で運営するのはいいが、大規模修繕となると、指定管理者では困難ではないかと。

答：建設から 25 年以上経過しており、修繕が必要になってきている。年間 100 万円までは指定管理者が修繕を実施しているが、市でもベッドを 10 年間で計画的に更新するなど協議を行いながら実施している。

問：スタッフの交替により入所者に影響が出るような施設の運営を指定管理の仕組みでこれからも続けていくのか。今後の方針はどうか。

答：指定管理は、5 年ごとに指定管理者を見直す仕組みであり、新たな気持ちで取り組んでいただき、また、他の事業者からの応募の可能性により競争意識を持っていただくためにも必要と考えている。

議案第 74 号 総社市山手福祉センター 指定管理者の指定について

議案第 75 号 総社市山手ふれあいセンター指定管理者の指定について

議案第 76 号 総社市介護予防拠点施設指定管理者の指定について

～内容～

総社市山手福祉センター、山手ふれあいセンター及び介護予防拠点施設の指定管理者を指定するため、市議会の議決を経ようとするもの。

～結果～

質疑、討論もなく、いずれも全員一致で**原案を可決**すべきであると決定した。

議案第 77 号

総社市通学路における児童等の安全確保に関する条例の制定について

～内容～

通学路における児童等の安全を確保するために講ずべき措置を定め、その促進を図ることにより、児童等が安心して過ごすことができる環境を図るため、必要な事項を定めようとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、起立採決により起立少数で、否決すべきであると決定した。

～質疑～

問：第 1 条から第 5 条までの通学路における児童等の安全確保に関することと、第 6 条以降の見舞金の支給に関することとは別の条例にするべきではないか。

答：通学は学校管理下で市が責任をもつべきものであることをこの条例の基本としている。安全確保とともに、事故が起きた場合には責任を持つということの一環として見舞金の支給を規定している。

問：事故にあわれた方へ寄り添いたいという気持ちは理解できるが、条例案には不備が多い。早急に条例案を提案した理由はどうか。

答：見舞金は損害に対する補償、保険に代わるものではない。事故にあうことで病院にかかる費用や生活の中で追加の出費も必要となる。また補償を得るために法律の専門家に相談するなど急ぎの出費が生じることから、11 月 4 日の事故を受けて比較的早い時期に早急に支給できる見舞金制度を整備したいと考えたものである。

問：第 5 条では事故又は事件とあるが、第 6 条の見舞金の支給に関しては事故が発生したときとなり整合性がとれていないのではないか。

答：第 5 条までの安全確保の実施については、事件を含めて対応するが、第 6 条の見舞金の支給に関しては、事件については犯罪被害者等支援金の対象となることから、事故のみを対象としている。

問：4 月 1 日に遡って適用する理由はどうか。

答：11 月 4 日の事故を受けて通学路の安全対策を一層進めるためであるが、見舞金については、補正予算が適用できる限度である 4 月 1 日までさかのぼることとしている。

問：市外から通学している児童等は見舞金の対象となるのか。

答：総社市教育委員会から承認を受けて市内の学校等に在籍する児童等は対象となるが、市外から通学している高校生は対象とならない。

問：刑が確定しなければ事件か事故かの判断がつかないため、見舞金が支払えないならば、すぐの出費に備えるためとの答弁との整合性がとれないのではないか。

答：量刑が決まらない場合の見舞金については、犯罪被害者等支援金と併給はできないが、

重複する場合は返納していただくことも前提に、量刑が確定しなくても請求を受けて支払うべきと考えている。

質疑を終結した後、小野委員から、「条例名を総社市通学路における児童等の安全確保及び見舞金の支給等に関する条例に修正し、対象者を児童等と保護者のみにする。」という内容の修正案が提出されましたが、委員間での質疑の後、修正案は撤回されました。その後討論に入ったところ、山名委員から「条例名に見舞金の支給に関することがうたわれていないこと、また、見舞金の対象者も限定的であり、規定にはあいまいな部分がある。」との反対討論がありました。次に、深見委員から「見舞金の支給について、いろいろ意見はあったが、子どもに寄り添う、市民に寄り添うという観点からこの規定があると考えため、見舞金を含めこの条例案については賛成である。」との賛成討論がありました。起立採決の結果、起立少数により、否決すべきであると決定いたしました。

議案第 80 号

令和3年度 総社市一般会計補正予算（第 13 号）

～内容～

年度中途における事業の推進等により必要となった経費を計上するもの

～結果～

次のような審査の結果、下記のとおり修正し、修正可決された部分を除く原案のうち、本委員会の所管に属する部分は全員一致で可決すべきであると決定した。

～質疑～

問：マイナンバーカードを活用して個人の検診情報を閲覧できるようにするために電算システムを改修することだが、対象は国民健康保険の被保険者のみか。また自宅等でも閲覧できるのか。

答：今回のシステム改修はがん検診に係るものであり、検診の情報については、国民健康保険の被保険者のみでなく、がん検診を受診したすべての方が閲覧できる。また、マイナンバーカードを使用して、自宅や携帯電話等でも確認できる。

問：幼稚園費で、市外の幼稚園、認定こども園を利用する方が増えたため扶助費を増額することだが、どのくらい増えたのか。

答：市外の幼稚園等の利用者を、当初5名と想定していたが、11月末時点で8名利用している。また、以前は幼稚園のみであったが、現在は認定こども園の幼稚部を利用するため、給付費が増額となったものである。

質疑を終結した後、津神委員から、「総社市通学路における児童等の安全確保に関する条例案の否決に伴い、通学路事故等見舞金を減額するべきである。」とのことから、通学路事故等見舞金 300 万円を減額する内容の修正案が提出されました。修正案について採決を行ったところ、全員一致で修正案を可決すべきであると決定し、次に、修正可決された部分を除く原案について、採決を行ったところ、全員一致で、修正可決された部分を除く原案のうち、本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決定いたしました。

議案第 81 号

令和 3 年度 総社市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

～内容～

医療費の増加や令和 2 年度決算繰越金の確定等による補正が主なもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定した。

～質疑～

問：一般被保険者療養給付費、高額療養費が増額になっているが、理由は何か。

答：令和 2 年度はコロナ禍による受診控えがあったが、令和 3 年度は受診の傾向が戻っている。また、高齢者の増加により、一人当たりの医療費が増えてきていることも要因である。

議案第 82 号

令和 3 年度 総社市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 83 号

令和 3 年度 総社市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

～内容～

令和 2 年度決算の繰越金の確定及び保険給付費等交付金償還金の増額が主なもの。

～結果～

特に質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定した。

陳情第 4 号

図書館職員の館内運営に関する陳情書

～陳情内容～

館内の秩序を乱す利用者に対して十分な対応策を講じていないため、提案書に対して文書回答した内容を速やかに履行することを求めるもの

～結果～

「陳情書に添付されている提案書に記載の 11 項目について、委員で現場確認を含め精査した結果、全て良好に実施している。」との意見があり、全員一致で**不採択**とすべきであると決定した。